

裁判所法の一部を改正する法律の成立に当たっての会長声明

- 1 本年4月19日、司法修習生に対する給付金制度を新設する等の裁判所法一部改正法（以下、「本法」という。）が成立した。これにより、71期以後の司法修習生には、国から修習給付金（基本給付金のほか、必要により住居給付金及び移転給付金の支給を含む）が支給されることになる。
- 2 司法修習生は、修習後、裁判官、検察官及び弁護士として、三権のうちの一翼である司法制度を担い、公共的な役割に従事することに鑑み、司法修習生に対し給与を支払う制度（給費制）が戦後長期にわたり実施されていた。
当会においては、給費制の廃止によって生ずる司法修習生の修習活動への直接的影響や、経済的不安を理由とした法曹志願者の減少、ひいては多様な人材確保の困難性などを懸念し、給費制の継続・復活を、これまででも要望してきた。
今回、本法の成立により、司法修習生に対する新たな給付制度が創設されたことは、ひとえに多くの市民の理解と協力によるものであり、当会より深く感謝申し上げる。
また、新たな給付制度の創設に賛同し、本法の成立に向けて活動していただいた国会議員及び関係省庁にも心よりお礼を申し上げます。
- 3 当会は、本法が成立したことにつき高く評価しているところではあるが、一方で、以下に述べるような懸念がなお残っており、今後引き続き、検証のうえ早期の見直しを求める。
1つは、本法に基づき司法修習生に給付される基本給付金の金額が、月額13万5000円とされており、住居給付金についても上限が3万5000円とされている点である。司法修習生には修習専念義務が課され、公務員などと同様に副業が原則禁じられている。従って、上記の各給付金月額のみでは、経済的不安なく修習活動に専念できるのか懸念が残り、今後も引き続き給付金額の増額等を検討する必要がある。
もう1つ解決すべき問題は、2011年（平成23年）に司法修習生に給与を支払う制度（給費制）が廃止されて以降、無給で修習生活を送った新65期から70期までの司法修習生世代に対する経済的負担を解消すべきという点である。この世代の司法修習生は、給与が得られなかった代わりに、貸与金という形で一定額が国より支払われていたが、貸与金であるため当然返還しなければならない。従って、給費制のもとで修習した貸与制導入以前の司法修習生及び修習給付金の支給を受ける71期以降の世代との公平の観点から、何らかの是正措置が採られるべきである。とりわけ貸与制の最初の世代である新65期については、2018年夏より返済が始まるため、是正措置の整備が早急に実現するよう、引き続き十分な議論がなされることを求める。
- 4 当会としては、今後も基本的人権の擁護と社会正義の実現のための活動をさらに進めていくとともに、司法修習生に対する経済的な措置の充実・発展に向けて、市民の理解と協力を得られるよう、引き続き取り組んでいく所存である。

2017年（平成29年）4月27日

宮崎県弁護士会

会長 小林 孝 志

